

独立行政法人医薬品医療機器総合機構健康被害救済部抛出金課
労働者派遣業務にかかる仕様書

1. 調達案件の概要

派遣労働者（事務系） 2名

2. 業務内容・期間

(1) 業務内容

一般事務

医薬品等の抛出金に関する審査等にかかる次の補助業務

- ① 申告書類の受付（封筒の開封、受領日の記入、専用システムへの登録）
- ② 申告書類の必要書類の不足、記載漏れに関する確認
- ③ 申告書類の審査（申告書類の内容確認、審査用の Excel ファイルの作成等）
- ④ その他上記①～③に付随する庶務

※ 受注者は上記①～④を派遣者に対して確実に履行させること。

(2) 期間

令和2年10月1日（木）～令和2年11月20日（金）（36日間）

3. 抵触日

令和3年12月31日

4. 派遣労働者の要件

- ① インターネット等を活用した検索、Microsoft Excel、Word の起動やプリンタの設定、印刷など PC の基本的な操作について理解できており、実施できること
- ② Microsoft Excel、Word 等に精通し、不自由なく操作が可能であること
 - ・ Excel については関数を細かく把握している必要はないが、関数の利用方法について理解しており、検索関数や統計関数を用いた経験があること
 - ・ Word については文書の作成、保存等の基本操作ができること
- ③ ①～②について、不明な点を職員に確認するなど慎重かつ丁寧な対応であること

5. 勤務日

派遣労働者の勤務日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及びその他理事長が指定する日を除いた日とする。

6. 休暇の取得

休暇を取得する場合は、事前に指揮命令権者に報告すること。

7. 就業時間

勤務時間は、9時30分から17時30分とする。

なお、実労働時間は7時間とし、休憩時間は12時00分から13時00分とする。

8. 就業時間外労働、休日労働

就業時間外労働、休日労働の規定については、派遣元の規定に準じる。

9. 勤務する事務所の名称、所在地

名 称：独立行政法人医療機器総合機構 健康被害救済部 抛出金課

所在地：東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 7階

10. 派遣先責任者及び指揮命令権者

派遣先責任者：健康被害救済部長 恩田 裕

指揮命令権者：健康被害救済部長 恩田 裕

11. 派遣元責任者

契約企業の責任者（派遣業者契約以降確定）

12. 苦情処理申出先

派遣先：健康被害救済部長 恩田 裕

派遣元：契約企業の責任者（派遣業者契約以降確定）

13. 留意事項

(1) 業務上の性格上、所要の守秘義務が課せられるので、十分留意すること

(2) 誓約書を別途提出し、これを遵守すること

14. 本件に関する照会先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 7階

独立行政法人医療機器総合機構 健康被害救済部 抛出金課 安齋、伊藤

TEL：03-3506-9412

FAX：03-3506-9439

e-mail：kyoshutsukinka@pmda.go.jp